

○国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る  
滞納処分執行停止に関する要綱

(目的)

第1条 滞納処分の執行停止は、徴収職員が一定の調査を行った結果、徴収見込みがない場合、納付の緩和を図るとともに、徴収事務の合理化により効果的な運営を図ることを目的として市長の職権で行うものである。

(定義)

第2条 この要綱において「徴収職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する滞納処分をすることができる職員のうち、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する権限を有する者をいう。

(要件)

第3条 別表「滞納処分の停止の調査」に定める項目について滞納者の現況調査及び財産調査を所定の様式においておこなったうえで、次の各項各号に該当すると認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

なお、本市において滞納処分の執行停止が決議されている場合は、調査を省略して停止できるものとする。

- 1 滞納処分を執行することができる財産がない場合(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の7第1項1号)
  - (1) 国税徴収法(昭和34年法律第147号。)第75条から第78条までに規定する差押禁止財産以外に差押えることができる財産がないと認められる場合
  - (2) 既に差押えた財産及び差押の対象となり得る財産の処分予定価格が、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「国民健康保険料等」という。)に優先する債権額に充て残余を得る見込みがない場合
  - (3) 差押の対象となり得るすべての財産について差押、換価(債権の取立てを含む。)を終わったが、なお徴収できない国民健康保険料等がある場合
  - (4) 滞納者の財産に対して強制換価手続きが行われ、執行機関に対して交付要求しているが、交付(配当)を受け得る金額がない場合
- 2 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合(法第15条の7第1項2号)
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている場合

- (2) 生活保護法の適用水準に近い生活程度（国税徴収法第76条第1項第4号に規定する金額で営む生活の程度）の場合
- (3) 滞納者の財産につき滞納処分を執行することにより、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（国税徴収法第76条第1項第4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になる恐れがある場合

3 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明である場合（法第15条の7第1項3号）

- (1) 市内住民登録者で、その所在および財産がともに不明の場合
- (2) 市外転出者で、転居先市町村へ照会してもその所在および財産がともに不明の場合

（即時消滅）

第4条 滞納処分の停止をした場合で、次の各号に該当することにより、その国民健康保険料等を徴収することができないことが明らかであるときは、その国民健康保険料等を納付する義務をただちに消滅させることができる。（法第15条の7第5項）

- (1) 限定承認をした相続人が、相続によって承継をした国民健康保険料等を有する場合に、その相続による相続財産について法第15条の7第1項1号に規定する該当事由がある場合
- (2) 相続人が不存在またはすべての相続人が相続を放棄した場合において、相続財産法人について法第15条の7第1項1号に規定する該当事由がある場合
- (3) 滞納者が海外に移住もしくは出国し、将来帰国の見込みがない場合

（効果）

第5条 第3条第2項各号の規定により滞納処分の停止をしたときは、その停止の期間中はその停止に係る国民健康保険料等について新たな差押をすることができず、また、既に差押えた財産がある場合はその差押を解除しなければならない。

2 滞納処分の執行を停止した後でも、交付要求は行うことができる。

3 滞納者から滞納処分の停止に係る国民健康保険料等の自主納付があった場合には収納し、または過誤納金等、交付要求等に係る受入金は滞納処分停止の国民健康保険料等に充当することができる。

（取消）

第6条 処分停止後、納付義務の消滅する日までに、その滞納者につき滞納処分の

停止の要件を欠く事実が生じたことを確認した場合は、直ちに滞納処分の停止を取り消すものとする。

なお、第二次納付義務者について滞納処分の停止を取り消した場合において、主たる納付義務者が滞納処分の停止を受けているときは、その主たる納付義務者の滞納処分の停止も取り消す。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。